

高松市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 8 月 3 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市規則第 5 0 号

高松市医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

高松市医療費助成条例施行規則（昭和 4 9 年高松市規則第 1 8 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（医療証等の交付申請等） 第 4 条 略 （1） 略 （2） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）附則第 6 条第 3 項に規	（医療証等の交付申請等） 第 4 条 条例第 6 条第 1 項の規定による医療証又は受給資格者証の交付を受けようとする者は、医療証・受給資格者証交付申請書（異動届書）（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。この場合においては、当該者に係る次の各号に掲げるもの（第 7 条においてこれらを「受給資格確認書類等」という。）のいずれかを提示しなければならない。 （1） 略 （2） <u>個人番号カード及び</u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）附

定する情報提供等記録開示システムの利用による医療保険の被保険者等の資格に関する情報（以下「医療保険被保険者等資格情報」という。）が表示された画面

（３） 略

２ 略

則第６条第３項に規定する情報提供等記録開示システムの利用による医療保険の被保険者等の資格に関する情報（以下「医療保険被保険者等資格情報」という。）が表示された画面

（３） 略

２ 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。